



In depth

A look at current financial reporting issues

2022年4月22日
No. 2022-07

EU域外の企業が欧州のESG提案を無視すべきでない理由

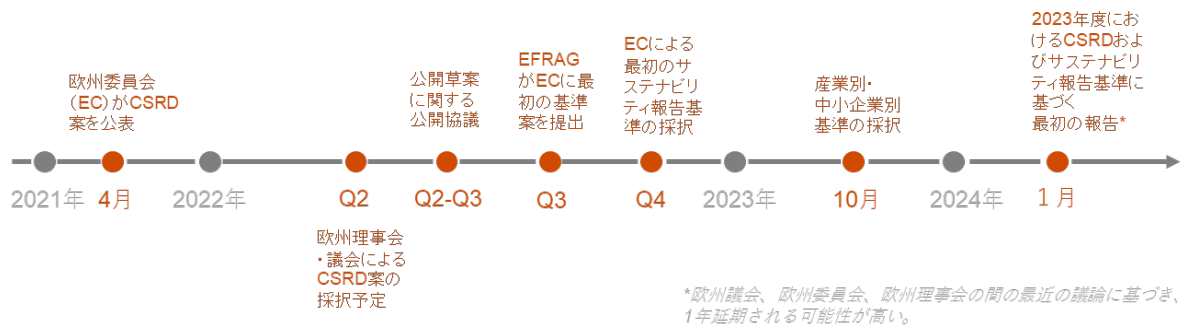
欧州委員会(EC)は、サステナブル・ファイナンスに関するアジェンダを通じて、企業行動に取り組んでいます。欧州連合(EU)域外に拠点を置く企業が、欧州に子会社を有している場合、環境・社会・ガバナンス(ESG)報告規制に係る提案の影響を受けることになります。これは手違いではなく、意図されたものです。今、この準備をすべき時期です。

世界中の利害関係者は、個々の企業および地球に関するサステナブルな未来を構築する戦略について、経営者に透明性を求めています。

企業は、多くの異なる環境・社会・ガバナンス(ESG)開示規則案について評価しています。しかし、このグローバルなESG報告規制の適用対象に、現地の規制のみに重点を置いている欧州連合(EU)域外の企業が該当した場合、当該企業はその準備が整っていないことに気づくでしょう。

欧州では、サステナビリティ報告規制の提案は、50,000近くの企業に影響を与えると見込まれています。これは、現行のEU規則に基づき報告を行っている企業の4倍以上になります。企業の持続可能性報告指令(CSRD)は、より多くの企業に目標および目標達成状況を含むサステナビリティ開示を義務付けることにより、企業行動の変容を促し、財務報告と同等のサステナビリティ報告を(徐々に)もたらすことを目指しています。

これは、EU域外の企業にとってほとんど影響がないように見えますが、CSRDの広範囲に及ぶ適用範囲は、予想されるよりも重大な影響を有しています。EU域外の企業のEU域内の子会社は、企業のESG戦略、目標および進捗、ならびに製品やサービス、取引関係、サプライチェーンにさらに焦点を当てた、実質的に増加するESG開示の提供を求められる可能性があります。これには単なる法令遵守よりも多くの開示が求められます。



変化をもたらすための広範囲な適用

「報告の品質に問題があると説明責任の格差が生じる。企業による高品質で信頼性の高い公的な報告は、より優れた公的説明責任の文化を生み出すのに役立つ。」 欧州委員会、企業サステナビリティ報告指令案に関するQ&Aより

EUの現行の報告規則である非財務情報開示指令(NFRD)は、2017年以降すべてのEU加盟国で施行されており、従業員500人以上の大規模な上場企業、銀行、保険会社に対して、環境および社会への影響に関する情報の開示を要求しています。

これらの要求事項はEU域内で事業活動を行うEU域外の企業に対して、限定的な影響しか及ぼしていませんでした。これは、NFRDが主としてEU規制市場で有価証券が取引されている企業のみ適用されるため、EU域外の企業は一般的にその範囲に含まれなかったためです。その後、2019年12月に欧州委員会による「欧州グリーン・ディール」が発表され、2050年までに気候中立を達成し欧州の生息環境を保護することがECによりコミットされました。この取り組みの一環として、また、投資家やその他の利害関係者からの批判に応えるため、ECは、2つの目的、すなわち(1)投資家やその他の利害関係者に対する報告を拡充し、持続可能な投資のための基礎を強化すること、(2)企業が気候変動を緩和する動機付けをすることによりNFRDを見直す意向を表明しました。

CSRDの提案(2021年4月)は、その適用対象となる企業に対して、サステナビリティの問題が事業にどのような影響を及ぼすのか、また企業の活動が人や環境にどのような影響を及ぼすのかを報告することを要求しています。EU域外の企業のEU域内の子会社は、報告の要求事項が企業規模に応じて適用されるため、現行の規則に比べてCSRDの適用対象となる可能性がさらに高くなります。

CSRDの開示要求事項は、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が開発中の新たな欧州サステナビリティ報告基準に詳しく記載されています。EFRAGは過去よりIFRSのエンドースメントに関してECに助言を行ってきました。要求される開示は、E、S、G(例えば、気候変動の緩和、労働力、ビジネス倫理、政治的関与)の全範囲および企業のバリューチェーンに関する情報を対象とします。EFRAGは、2022年1月に、特定の基準に関するワーキングペーパー(公開草案の草案)の公表を開始し、それに続いて追加のペーパーを公表しています。ワーキングペーパーについて公開協議はなされていませんが、4月下旬予定のコメント募集のための公表に向けた内容のプレビュー(事前確認)が意図されています。当初のワーキングペーパーによれば、相当量の定量的および将来予測的な情報が要求されることとなります。

CSRDの最終化は、欧州議会および欧州理事会による承認(PwCの予想では2022年半ば)ならびに加盟国による国内法化が条件となります。欧州議会および欧州理事会ならびに欧州委員会は、CSRDの承認の前に合意に達する必要があり、主要な論点は引き続き議論されます。その結果、ここで論じられているCSRDのすべての規定は変更の対象となる可能性があります。

CSRDの主要な要求事項

下記において、現在提案されているCSRDが企業に影響を与えるかどうかを評価する際に考えられる質問の一部を取り上げました。

どのような企業がCSRDの適用対象となるか

現在の提案内容では、以下の企業に対してCSRDが義務付けられます。

- EU規制市場に上場しているすべての企業(特定の限定的な例外を除く)
- 2期連続の貸借対照表日において、以下のうち少なくとも2つの指標を超える、EU域内のすべての大企業



また、単体では適用範囲に含まれない子会社も、規則の適用対象となる「大企業グループ」の一部に該当するかどうかを判定するために評価を行う必要があります。EU域外に本社がある企業のEU域内に所在する大企業(の定義に)該当する子会社は、新たな規則に従う必要がありますが、これは、EU域外に拠点を置く多国籍企業にとって極めて重要な検討事項です。グループ企業の報告には、EU域外で登記されている企業であっても、それらの子会社によって法的に所有されているすべての企業が含まれます。

「国際的な互換性とコンバージェンスに対するEUのコミットメントおよび貢献は、EFRAGにとって当初からの明確な目標である。」欧州サステナビリティ報告基準に関するEFRAGプロジェクト・タスクフォース(PTF-ESRS)の現状報告(2021年11月)より

例外はあるのか

1つの主要な例外があります。現在の提案では、CSRDに基づき開発された欧州サステナビリティ報告基準と「同等と考えられる方法で」作成されている親会社の連結ベースの「経営報告書」に子会社が含まれる場合、当該子会社は、CSRDのサステナビリティ報告規則に基づく個別の報告が免除される可能性があります(経営報告書は財務諸表に付随するもので、「経営者による説明と分析(MD&A)」または営業および財務レビューとほぼ同等です)。

この同等性をどのように判断するのかはまだ不明ですが、CSRDの目的が単に利害関係者に対してより良い情報を提供することだけでなく、企業に環境への影響を低減するようなビジネスモデルの調整を促すことにあることを考えると、[2022年3月21日に公表された米国証券取引委員会\(SEC\)の気候開示規則案](#)または国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の[気候関連開示の公開草案\(ED\)](#)のいずれかが適格となるかどうか不明です。これは、当該規則が最終化されおらず、同等性も決定していないためです。その結果、CSRDの適用範囲に含まれるEU域内の子会社は、親会社(例えば、EUの持株会社またはEU域外の親会社)がEUの要求事項と同等または同様の報告書を作成している場合を除き、新たな要求事項に準拠して報告書を作成する必要があります。

企業がCSRDの範囲に含まれる各企業の個別の報告書を作成するよう義務付けられるか、あるいは、何らかの結合または連結された報告書が認められるかはまだわかりません。企業は、さまざまなレベルでどのような情報を報告する必要があるのかを理解しておくことが役立つでしょう。

CSRDに基づくサステナビリティ開示要求

欧州サステナビリティ報告基準の策定にあたって、EFRAGの目的は、既存の基準や枠組みを基礎としつつ、その上で欧州グリーン・ディールの趣旨やEUの規制に整合させることです。基準案の策定にあたり、EFRAGは、グローバル・レポートング・イニシアティブ(GRI)との協力声明などを通じ、国際機関と技術的専門知識を共有するために協働し、さらに、「資本市場のニーズを満たす投資家重視のサステナビリティに関する情報と、より広い範囲の利害関係者のニーズに応えることを意図した情報の両立性と相互関連性」を提供するために、[ISSBと協力することに合意しました](#)。

2022年3月31日現在、EFRAGは20以上のワーキングペーパーを公表しており、その中には、企業の戦略やビジネスモデル、ガバナンスと組織、マテリアリティの評価に関連するサステナビリティ事項に係る開示に対応する全般的な基準や、「ダブルマテリアリティ」と「情報の品質に関する特徴」についての2つの概念的なガイドラインが含まれています。

これらの基準について予定されている報告構造には「セクターにとらわれない」19の基準が含まれています。



またEFRAGは、「最大限の目的適合性」を提供するために、表示および追加的なセクター別の基準を策定することを計画しています。現在までに公表されたワーキングペーパーによると、提案された開示要求は、現在大部分の企業が行っている報告よりもさらに堅牢なものになるでしょう。要求される詳細さのレベルは、ワーキングペーパー全体で首尾一貫しており、(潜在的に)より困難な分野に関するいくつかの設例が、要求事項の深さを示すために提供されています。

気候変動に関するワーキングペーパーは、以下を含む開示要求事項を記載しています。

- 気候関連リスクに対する企業の戦略と事業モデルのレジリエンスの分析
- 短期、中期、長期の時間軸において物理的リスクと移行リスクを識別するためのシナリオ分析
- 対価の一部としてのインターナル・カーボン・プライシング・プログラムおよび気候関連目標の使用を含む、気候変動の問題のガバナンスに関する記述。
- 気候変動緩和(パリ協定で示されている、地球の平均気温上昇の制限)に関する企業の方針と活動計画および調整(実際および予想される気候変動ならびにその影響に対する調整)
- 測定可能な気候関連目標(2025年およびそれ以降の5年ごとが望ましいが、少なくとも2030年と2050年の目標値を含む、温室効果ガス(GHG)排出削減目標)
- スコープ1、2、3のGHG排出量、および純収益の金額当たりのGHG排出量(GHG原単位)を含む業績指標
- 物理的リスクおよび移行リスクに対する財務的エクスポージャー、ならびに将来の財務業績に対する潜在的影響
- 指標の算定に用いた金額と財務諸表に含まれる金額との調整表

生物多様性と生態系に関するワーキングペーパーには、現在のベストプラクティスをはるかに超えたより良い開示要求が示されています。例えば、2030年と2050年までの生物多様性のそれぞれの観点から、「ノーネットロス」と「ネットゲイン」の目標が議論されています。「ノーネットロス」とは、プロジェクトや計画が生物多様性に与える影響を回避または軽減することを指します。

ワーキングペーパーに示されている開示要求の数と内容を考えると、特に、提案どおりに子会社レベルで報告を行う場合、報告の信頼性を裏付けるために必要なデータの蓄積や適切なプロセスの実施には困難が伴う可能性があります。

詳細な要求事項の適用時期

EFRAGは、2022年4月後半に公開協議を開始する予定です。デュー・プロセスに従い、基準に係る最初の草案は2022年後半に準備される可能性が高いと言えます。現在提案されているように、企業は、早ければ2024年には2023年度の情報を報告することになると見込まれます。しかし、現在、欧州理事会、欧州委員会、および欧州議会の間で、

CSRDの適用開始を1年延期する可能性についての議論が進められています。

たとえ適用開始が1年延期されたとしても、企業にとって必要なプロセスと統制を構築するための時間はそれほど長くありません。そのため、当初の提案に基づいて、今すぐ実施計画の策定を開始することが主要な実務となるでしょう。



基準に基づく報告が要求される企業は、最も重大な非財務上のリスク、依存関係および影響を識別および報告し、それらの管理方法について説明する必要があるといえます。この規律は、企業の意思決定や行動のあり方に影響を与える点において、環境、社会、および基本的権利に間接的に有益な効果をもたらすでしょう。

非財務情報開示指令(NFRD)の改正案による影響の評価 - ECスタッフの作業文書より

マテリアリティの評価

CSRDの提案には、「ダブルマテリアリティ」の概念が含まれており、企業は、以下を理解するために必要な情報を報告することが求められています。

1. 企業が、環境、社会、従業員の問題、人権の尊重、汚職・贈賄授受の禁止の問題、ガバナンスを含むサステナビリティの問題に与える影響(内側から外側を見る視点)
2. サステナビリティの問題が、事業の開発、業績、状況にどのように影響するか(外部から内側を見る視点)

CSRDの提案によると、企業はそれぞれのマテリアリティの観点を検討する必要があり、サステナビリティに関する事項が企業に与える影響を理解するために必要な情報、および企業が人や環境に与える影響を理解するために必要な情報を開示しなければなりません。企業がダブルマテリアリティをどのように適用するかを促すための重要な概念および追加的なガイドラインは、[サステナビリティに係る重要性がある影響、リスクおよび機会に関するワーキングペーパー二](#)に記載されています。

次のステップ

CSRDが最終化された場合、その要求事項を遵守するために必要なシステム、データおよびプロセスを構築し導入する期間が比較的短いことを踏まえて、現在起草されている提案に基づき、予想される新たな規則の影響の評価を開始するために、PwCは、企業が以下の問題に取り組むことを推奨します。



現状評価

- どのようなEU域内の子会社がCSRDの適用対象となるか
- 新たな欧州サステナビリティ報告基準を見越して、現行のプロセスと統制に変更が必要となるか
- 欧州サステナビリティ報告基準の策定で活用されるTCFDおよびGRI基準に基づくデータ要件は何か
- 予想される要求事項の一部をサポートする可能性のある情報は現在何が生成されているか



戦略の策定

- 企業の現行のESG戦略は、CSRDの目的とどのように整合しているか
- 組織のどのレベルで報告要件を適用すべきか
- サステナブルなビジネスモデルの構築および遂行によって、利害関係者にとっての価値創造を最大化するために、コンプライアンス要件をどのように拡張できるか



プロセス、統制、ガバナンス

- 保証に係る要求事項の対象となる当期の情報および将来予測的な情報に関して、どのようなプロセスと統制が必要となるか
- 現行のプロセスでCSRDが要求する詳細なレベルのサステナビリティ報告(すなわち、子会社レベルの報告)が可能か
- 企業の規則遵守の方法を決定する上で、CSRDとその他の規則案の要求事項の相互関係が考慮されるようにする監視メカニズムが存在するか

実際には次のステップはまだ見えていませんが、大きな変化が起きることは明らかです。SEC、CSRD、ISSBが提案している規則について利害関係者が議論する中で、今後数か月は気候変動に係る報告の転換点となるでしょう。提案された基準の範囲と広がり、追加的な情報を求める投資家からの要望を反映しています。また、新たな規則の直接の対象となっていない企業でも、ESGの影響や優先事項に関する透明性の向上に対する需要が高まると考えられます。必要となる可能性のある追加の開示について、今が戦略を策定し、評価を実施し、計画を立案する時期です。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.